

9月に保育料・副食費徴収免除対象者の切替えがあります

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和5年度の市区町村民税に基づく保育料					令和6年度の市区町村民税に基づく保育料						

- ① 0歳児クラスから2歳児クラスに在籍する児童の保育料（1号認定を除く）
父母の市区町村民税所得割額の合算額に基づき保育料（利用者負担額）を算定します。
- ② 1号認定児童及び2号認定（3歳児クラス以上）児童の副食費
父母の市区町村民税所得割額の合算額に基づき、副食費徴収免除対象者の判定をします。

以下のような場合、保護者の方の令和6年度の課税状況が確認できませんので、該当する方はお手続きをお願いいたします。

- ① 令和6年1月1日時点で住民登録が甲府市にあり未申告の方
令和5年中の収入について申告をしていただく必要があります。
また、育児休業等により令和5年中の収入がない方なども申告をしていただく場合があります。
 - ② 令和6年1月1日時点で住民登録が甲府市になく未申告または被扶養者の方
令和5年中の収入について令和6年1月1日時点で住民登録があった市区町村で申告、または被扶養者であったことわかる書類（課税証明書等）を提出していただく必要があります。
 - ③ 海外で勤務されていて日本で課税がされない方
令和5年中の総収入がわかる資料（和訳されているもの）を提出していただく必要があります。
- 提出先：甲府市役所子ども保育課（本庁舎3階⑦番窓口）**

※令和6年度の課税状況、または令和5年中の収入について確認がとれない場合は令和6年9月以降の保育料は最高階層の金額となります。また、副食費は徴収対象者となります。

※保護者の方の収入が少なく、同居の祖父母等が家計の主宰者と認められる場合については、祖父母等の市区町村民税も保育料の算定対象及び副食費徴収免除の判定対象となります。

※修正申告等により税額に変更があった時は、変更がわかった翌月から変更後の税額で保育料を算定します。遡及はいたしませんので、変更となった場合はすみやかに子ども保育課までお知らせください。

〔お問い合わせ先〕

甲府市役所 子ども未来部 子ども保育課
電話 055-298-4473